

「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定について

令和3年12月13日

第3回東京都保険者協議会
第2回特定健診・特定保健指導特別部会

資料
6-1

1 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム

国の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを踏まえ、関係者の役割を明確化するとともに、対象者の選定、介入方法、かかりつけ医との連携等、重症化予防の取組の基本的な考え方や手順等を示すことで、区市町村と後期高齢者医療広域連合の取組の展開を促すもの

2 国の動き

1 保険者による予防・健康づくりの好事例の展開

- 一部の国保保険者では、レセプトや健診データを活用し、糖尿病性腎症の重症化予防（健診異常値者への受診勧奨、重症化リスクのある対象者への個別指導等）の取組を実施
- こうした好事例を全国に展開するため、
平成28年3月 厚生労働省、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議の三者が連携協定を締結
- 平成28年4月 国レベルで「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定
- 平成31年4月 関係者の連携や取組内容等実施上の課題に対応し、更なる推進を目指すため、上記プログラムを改定

2 保険者に対するインセンティブ

- 保険者努力支援制度（平成30年度～）において、糖尿病重症化予防の取組を評価指標に盛り込み財政支援

3 都の状況

これまでの都の取組状況

- 平成28年11月 都内区市町村の取組状況調査を実施
- 平成29年2月～3月 東京都糖尿病対策推進会議、東京都糖尿病医療連携協議会において区市町村の取組状況を報告
- 平成30年3月 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定
- 平成30年度～ 上記プログラムに関する区市町村の取組状況調査【毎年】
- 令和元年度 糖尿病性腎症重症化予防事業検証事業を実施
- 令和2年度 上記報告に基づき、医療関係者向けに研修会を実施

都内区市町村の取組状況

- 〔取組自治体数〕
- 【RO2】受診勧奨事業：55区市町村、保健指導事業：54区市町村
- 【H29】受診勧奨事業：28区市町村、保健指導事業：32区市町村

取組実施自治体は、3年間で増加しているが、取組の質にばらつきがみられる。「糖尿病性腎症重症化予防事業検証事業」等で主に以下の課題を把握〔庁内推進体制〕

地域全体の課題を踏まえて事業を実施・評価できるようにするために、事業設計段階からの保健師の関与、国保・衛生所管部署間の連携構築に向けた関係づくりが重要

〔医療機関等との連携〕

- ・事業の円滑な実施に当たっては、地区医師会等の理解協力を得ることや抽出基準について医療機関の合意を得ることが重要
- ・複数地域の地区医師会等と連携を図るため、二次保健医療圏単位で構成される東京都糖尿病医療連携圏域別検討会の活用が考えられる。

〔対象者の選定〕

特定健診未受診者に対してレセプトデータを活用したアプローチが重要

改定のポイント

〈国〉国の改定に対応 〈都〉都における課題に対応

- （1）関係者の取組の強化〈国〉〈都〉
【都、区市町村】庁内連携体制の整備（国保部門と健康づくり部門の連携等）、人材育成 等
【後期高齢者医療広域連合】国保との保健事業の一体的実施推進
- （2）地域における関係機関との連携強化〈国〉〈都〉
東京都糖尿病医療連携圏域別検討会のさらなる活用 等
- （3）プログラムの条件〈国〉
効果的・効率的な事業実施の条件や事業を発展させるための留意点
- （4）対象者の選定・介入方法〈国〉〈都〉
抽出方法の明確化、後期高齢者に対する介入方法 等
- （5）個人情報の取扱い〈国〉
- （6）コロナ禍における保健指導の感染拡大防止対策等

改定スケジュール（案）

令和3年度							
	8月		10月－12月		1月	2月	
東京都糖尿病 医療連携協議会	8/31 第1回					第2回	策定 公表
プログラム改定WG			10/28		意見反映		
医師会	連携構築に向けた調整等						
糖尿病対策推進会議			糖尿病対策推進会議等				
区市町村			意見照会等				